

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

広島県人事委員会

委員長 加 藤 誠

広島県人事委員会規則第九号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第一号を削り、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

十三 一般社団法人地方税電子化協議会

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。